列7番) 様式第二十六(第十五条及び<u>附則第二条第六項</u>関係) (表 (日本産業規格A 様式第二十六 (第十五条及び<u>附則第二条第五項</u>関係) 列7番) (贵 (日本産業規格A

中

Ш

日交付第

車

(使用期限1年)

張

10

开

1/2

1

曲 Ш

ш

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第2項において準用する同法第17条第2項 又は同法<u>附則第3条第10項</u>において準用する同法第17条第2項の規定による 伟 摄 Ш 1 日交付第 K d I  $\succ$ R (使用期限1年) 極 安 查 渭 (所管行政庁名) 1 并 П 田 ш

又は同法<u>附則第3条第11項</u>において準用する同法第17条第2項の規定による

1

×

筷

查 慣 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第21条第2項において準用する同法第17条第2項

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

()惠

第17条

第21条 (器)

第17条第21条

(器) (略)

第70条

附則第3条

(器)

若しくは忌避した者

の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、

第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

(無

(所管行政庁名)

哥

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による報告をせ

38 条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則第3条 (器)

## 様式第三十二(第二十二条関係)(日本産業規格A列7番 (裏)

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

### 第17条 (略)

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定 建築主に対し、その新築する<u>分譲型一戸建て規格住宅</u>に係る業務の状況に関し報告させ、又はその 職員に、特定建築主の事務所その他の事業場若しくは特定建築主の新築する<u>分譲型一戸建て規格住</u> 宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築主の新築する<u>分譲型一戸建て規格住宅</u>、帳簿、書類 その他の物件を検査させることができる。

### (HIII)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 第17条第1項、第21条第1項、<u>第28条第4項、第28条の4第4項</u>若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は<u>これら</u>の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

# 様式第三十二(第二十二条関係)(日本産業規格A列7番)

### 寒

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

### 第17条 (略)

### 第28条

田土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、<u>住宅事業建築主に対し、その新築する一戸建ての住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、住宅事業建築主の事務所その他の事業場若しくは住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅若しくはその工事現場に立ち入り、住宅事業建築主の新築する一戸建ての住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
</u>

### (器)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

 第17条第1項、第21条第1項、<u>第28条第4項</u>若しくは第38条第1項の規定による報告をせず、 若しくは虚偽の報告をし、又は<u>第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1</u> 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## 様式第三十二の二(第二十二条の二関係) (日本産業規格A列7番)

### (表

	職	年
	名	Д
		日交付第
	T.	車
	氏 名	(使用期限1年)
		年)
	4	
	生 年	
	Я	
	ш	

2項の規定による 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第28条の4第5項において準用する同法第17条第

### 掖 查 帽

K  $\succ$ 

発行者

丑

寅

## 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところに より、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し 報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備 、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合において は、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなけ ればならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定

その職員に、特定建設工事業者の事務所その他の事業場若しくは特定建設工事業者の新たに建設す 建設工事業者に対し、その新たに建設する請負型規格住宅に係る業務の状況に関し報告させ、又は

る請負型規格住宅若しくはその工事現場に立ち入り、特定建設工事業者の新たに建設する請負型規

第28条の4

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 5 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

格住宅、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若し 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第1項の規定

### 様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (第一面) (日本産業規格A列4番)

## 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

#

Н Ш

所管行政庁

郷

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地 申請者の氏名又は名称 代表者の氏名

프

消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相達ありません。 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により、建築物エネルギー

## 【申請の対象とする範囲】 □建築物全体

□建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたも のに限る。)

(本欄には記入しないかください。)

| □建築物の一部(非住宅部分)

□建築物の一部 (住戸の部分)

受付欄 認定番号艦
年月日 年月日
第号第号
係員印 係員印

## 様式第三十三 (第二十三条第一項関係) (第一面) (日本産業規格A列4番)

## 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書

升

Ш ш

所管行政庁 骤

主たる事務所の所在地 申請者の住所又は

代表者の氏名 申請者の氏名又は名称

프

ありません。 消費性能向上計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定により、建築物エネルギー

### 【申請の対象とする範囲】□建築物全体

□建築物の一部(非住宅部分) □建築物の一部 (住戸の部分)

係員印 |本欄には記入しないでください。) # 水介產 Ш 係員印 艦 併 認定番号欄 Ш Ш 数 產

### (第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画 1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事 項

_		-	-		-		_		_		-			_					-		_		_		_			-	_	1 6		_	-	-6				X
か、日本	【ロ、一戸建ての住宅】		口国土交通大臣が認める方法及びその結果	BEI (	□基準省令第10条第1号□(2)の基準	BEI (	設計一次エネルギー消費量	誘導基準一次:	□基準省令第10条第1号□(1)の基準	(一次エネルギー消費量に関する事項)	□基準省令附則第3条第2項の規定による適用除外	^	口国土交通大臣が認める方法及びその結果	中国然其何常数	□基準省令第10条第1号イ(2)の基準 □Ⅲ## ← 井戸※	BPI (	年間熱負荷係数	□基準省令第10条第1号イ(1)の基準	(外壁、窓等を通	【イ. 非住宅建築物】	【15. 建築物のエネルギー	東	[二] 改築]	増築部分	[口. 增築]	【イ. 新築】			【14. 住宅部分の床面積】	. [	山浦	口有(竣工年月日	【10. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	(略)	口非住宅建築物	【6. 建築物の用途】		、生衆が「我りつずせ」
一トの数の曲升	光		が認める方法及	<u> </u>	条第1号ロ(2)の	$\smile$	<b>ラギー消費量</b>	誘導基準一次エネルギー消費量	条第1号ロ(1)の	消費量に関する	第3条第2項の		が認める方法及	×X	条第1号イ(2)の		数	条第1号イ(1)の	窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	_	ギー消費性能】		^	^	全体(	^		( 床面積 )	街】			年	3条又は第4条		□一戸建ての住宅			
俗組み通一子の権の結れの原子で囲する声面)		$\cup$	びその結果		基準		6J/年	量 6J/年	基準	事項)	規定による適用	Ú	びその結果	M/(m·平)		Ų	MJ/(m²·年)	基準	の防止に関する			m²) (	m²) (	m²) (	m²) (	m²) (	部分の床面積)	) (開放部分を除いた				Я	の適用の有無】					
(別事							#	#			除外			(			(基準値		事項)			m²)	H,	m²)	B.)	E)						日 竣工)			口共同住宅等 口核		Ĉ I	
														M/(田・平)/	2		MJ/(m²·年))					( m²)	( m²)	( m <sup>2</sup> )	( ) ]	( ) )	除いた部分の床面積)	(開放部分及び共用部分を							□複合建築物			
		-		_		_		-		-		-				-8	6 <b>-</b> (6)					is — is		E( <b>—</b> E()	- G1)	£( <b>)—</b> (:()	- 1 -	1-4/4		<u> </u>	a-a					i		

### (第三面)

建築物エネルギー消費性能向上計画 1. 新築等をしようとする建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事

日6. 建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □教合建築物 □教合建築物 [10. 基準省合附則第3条又は第4条の適用の有無] □有 □無 [10. 基準省合附則第3条又は第4条の適用の有無] □有 □無 [11. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 (1.) 非住宅建築物又は複合建築物の非生宅部分 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 (2.) 一戸建ての住宅 □外と平均熟質消率 治房期の平均日射熱取得率 (2.) 一戸建ての住宅 □外に予申が取り入は複合建築物の求住宅部分 (2.) 一戸建ての住宅 「外皮平均熟質消率 (3.) 非住宅建築物又は複合建築物の求住宅部分 (4.) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 (4.) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 (5.) 年間上交通大臣が認める方法及びその結果 (4.) 非住宅建築物では対合建築物の非住宅部分 「お非常音等的2条第1号中(1)の基準 □基準省合第10条第1号中(2)の基準 該等基準ー次エネルギー消費量 6.]/年 基準一次エネルギー消費量 6.]/年 基準一次エネルギー消費量 6.]/年 設計一次エネルギー消費量 6.]/年 計費量 6.]/年 計費計一次エネルギー消費量 6.]/年 計費計一次エネルギー消費量 6.]/年 計費計一次エネルギー消費量 6.]/年 計算計一次エネルギー消費量 6.]/年 計算計一次エネルギー消費量 6.]/年 計算計一次エネルギー消費量 6.]/年 計算日 6.]/年			
世築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □被合建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物   英工年月日 年 月 日 竣工   基準省合第10条第1号イ(1)の基準 □基準省合第10条第1号イ(2) 非住宅建築物のエネルギー消費性能]   外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項   日 竣工 日   財 日   日		の結果	BEI() 口国土交通大臣が認める方法及びそ
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □海合建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物   英工年月日 年 月 日 竣工   基準省合第10条第1号イ(1)の基準 □基準省合第10条第1号イ(2) 年間熱負荷係数 MJ(㎡・年)(基準値 MJ)   BPI(		6J/年	設計一次エネルギー消費量
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □海合建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物   年 月 日 竣工   基準省合附則第3条又は第4条の適用の有無 日 域工   被工年月日 年 月 日 竣工   基準省合第10条第1号イ(1)の基準 □基準省合第10条第1号イ(2) 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ) 日 上交通大臣が認める方法及びその結果 (基準値 高房期の平均目射熱取得率 高房期の平均目射熱取得率 (基準値 高房期の平均目射熱取得率 (基準値 高房期の平均目射熱取得率 (基準値 高房期の平均目射熱取得率 (基準値 高房期の平均目射熱取得率 (基準値 回国土交通大臣が認める方法及びその結果 (基準で次エネルギー消費量 GJ/年   基準一次エネルギー消費量 GJ/年   日 上交通大臣が認める方法及びその結果 ( 日 上 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日		GJ/年	-次エネルギー
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □海合建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物   英工年月日 年 月 日 竣工   基準省合第10条第1号イ(1)の基準 □基準省合第10条第1号イ(2) 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ) 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ) 日連文道大臣が認める方法及びその結果 (基準値 治房期の平均日射熱取得率 高房期の平均日射熱取得率 (基準値 治房期の平均日射熱取得率 (基準値 治房期の平均日射熱取得率 (基準値 ) 力とで道大臣が認める方法及びその結果 (基準値 ) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分   基準合第10条第1号ロ(1)の基準 □基準省合第10条第1号ロ(2)		6丁/年	□誘導基準一次エネルギー消費量
世築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □海合建築物 □液合建築物 □液合建築物   一次合建築物   一次合建築物   本 月 日 竣工   本	,		
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □海台建築物 □液台建築物 □液台建築物 □液台建築物   京本 日 日 日 東 日 日 東 日 日 東 東 日 日 東 日 東 日 日 東 田 東 日 東 日	4	の結果	BEI( 口国土交通大臣が認める方法及びそ (
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □海合建築物 □液合建築物 □液合建築物 □液合建築物 □液合建築物   京本 月 日 竣工   東 月 日 竣工   東 東		GJ/年	設計一次エネルギー消費量
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □海台建築物 □液台建築物 □液台建築物 □液台建築物 □液台建築物 □被台港のガルに関する事項 ) 非住宅建築物のエネルギー消費性能] 外壁、密等を通しての熱の損失の防止に関する事項 ) 非住宅建築物のエネルギー消費量に関するお表及びその結果 ( 国主交通大臣が認める方法及びその結果 ( 選準値 ) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省今第10条第1号ロ(1)の基準 □基準省今第10条第1号ロ(2)  計策主権・次エネルギー消費量 □基準省今第10条第1号ロ(2)		6]/年	基準一次エネルギー消費量
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物 シボ年月日 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費住能] 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 り 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 ロ基準省合第10条第1号イ(1)の基準 □基準省合第10条第1号イ(2) 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年)(基準値 MJ) BPI( ) ) BPI( ) ) BPI( ) ) は		GJ/4=	誘導基準一次エネルギー消費量
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □被合建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物 対工年月日 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費性能] 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 り非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省合第10条第1号イ(1)の基準 □基準省令第10条第1号イ(2) 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年)(基準値 MJ) 田国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( □基準対象外 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 「□国土交通大臣が認める方法及びその結果 「□国土交通大臣が認める方法及びその結果 「世種」 「世種」 「世種」 「世種」 「基準対象外 「世華対象外	号口(2)の基準	托光曲	
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □海台建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物 対理 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費性能] 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 ) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省合第10条第1号イ(1)の基準 □基準省令第10条第1号イ(2) 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年)(基準値 MJ) 田国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( 基準値 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( 基準値 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( 基準値 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( 基準値			Ĭ
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □海台建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物 対理 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費性能] 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費性能] 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 ) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省合第10条第1号イ(1)の基準 □基準省令第10条第1号イ(2) 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年)(基準値 MJ) 田国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( 基準値 治房期の平均日射熱取得率 W/(㎡・以) (基準値 治房期の平均日射熱取得率 U/(㎡・以) (基準値 □国土交通大臣が認める方法及びその結果			□基準対象外
建築物の用途] □ 一戸建ての住宅 □ 共同住宅等 □ 非住宅建築物 □ 複合建築物 □ 複合建築物 □ 複合建築物 □ 複合建築物 □ 複工 月 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費性能] 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 ) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □ 基準省合第10条第1号イ(1)の基準 □ 基準省令第10条第1号イ(2) 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年)(基準値 MJ) B P I ( ) ) □ 国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( 基準値	ý		^
建築物の用途】□一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □排住宅建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物 対・	V		冷房期の平均日射熱取得率 口国土交通大臣が認める方法及びそ
建築物の用途] □一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物 基準省合附則第 3 条又は第 4 条の適用の有無] □有 □無 数工年月日 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費性能] 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 ) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省合第10条第 1 号イ (1) の基準 □基準省合第10条第 1 号イ (2) の基準 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値 MJ/(㎡・年) B P I ( □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( □馬準対象外	$W/(m^2 \cdot K))$		
建築物の用途】□一戸様での住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □排住宅建築物 □複合建築物 □複合建築物 基準省合附則第3条又は第4条の適用の有無】 □有 □無 数 近年月日 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費性能] 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 ) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省合第10条第1号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年)(基準値 MJ/(㎡・年) BPI( ) BPI( ) □国土交通大臣が認める方法及びその結果 □其塑対象外			$\sim$
建築物の用途】□一戸様での住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □排住宅建築物 □複合建築物   「複合建築物   英国	-		口基準対象外
建築物の用途】□一戸様での住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物 □複合建築物  基準省合附則第3条又は第4条の適用の有無】 □有 □無  技工年月日 年 月 日 竣工  建築物のエネルギー消費性能] 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 )非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省合第10条第1号イ(1)の基準 「国熱負荷係数 MJ/(㎡・年)(基準値 MJ/(㎡・年)	J	の結果	BPI() 口国土交通大臣が認める方法及びそ (
建築物の用途】□一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物  基準省合附則第3条又は第4条の適用の有無】 □有 □無  数工年月日 年 月 日 竣工  建築物のエネルギー消費性能】 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 〕非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 □基準省合第10条第1号イ(2)の基準	MJ/(m²·年))		20,000
建築物の用途】ロー戸建ての住宅 口共同住宅等 ロ非住宅建築物 口複合建築物 口複合建築物 は第4条の適用の有無】 口有 口無 装工年月日 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費性能] 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 外球、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項 外球、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	号イ(2)の基準		□基準省合第10条第1号イ(1)の基準
建築物の用途】□一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物 □複合建築物 基準省合附則第3条又は第4条の適用の有無】 □有 □無 ※正年月日 年 月 日 竣工 建築物のエネルギー消費性能] 建築物のエネルギー消費性能]		住宅部分	
建築物の用途】□一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物 □複合建築物  基準省合附則第3条又は第4条の適用の有無】 □有 □無 竣工年月日 年 月 日 竣工		止に関する事項	
建築物の用途】□一戸様での住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □複合建築物 □複合建築物  基準省合附則第3条又は第4条の適用の有無】 □有 □無  装工年月日 年 月 日 竣工			
建築物の用途】□一戸建ての住宅 □共同住宅等 □非住宅建築物 □被合建築物 □被合建築物 □被合建築物 □被合建築物 □被合建築物		ш.	竣工年月日 年
建築物の用途] ロー戸建ての住宅 ロ非住宅建築物 口被合建築物		 	10    基準省合財即第3条又は第4条の適
建築物の用途】ロー戸建ての住宅 口非住宅建築物			i 
建築物の用途】□一戸建ての住宅			口非住宅建築物
		□共同住宅等	建築物の用途】

□基準省令第10条第1 号イ(2)の基準 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年)(基準値 B P I ( ) □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) □基準省令附則第 3 条第 2 項の規定による適用除外	□ 赤岬 (非住宅部分)	□田(東平区の59年) (25年回日 12年) (25年回日 12年) (25年) (25	冷房期の平均日射熱取得率 (基準値 口国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) ) 口基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外(一次エネルギー消費量に関する事項) 口基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( ) 口国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
MJ/(㎡・年))	MJ/(㎡·年))	□第2号)	W/(m² · K))

[ <u>17</u> . 備考]	[ <u>16</u> . 建築物の床面積のうち、	【 <u>15</u> . 確認の特例】 (略)	誘導基準- 設計
	5、通常の建築物の床面積を超える部分]		·次エネルギー消費量 GJ/年 ·ネルギー消費量 GJ/年 )

	BEI( ) □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
	Wall (A-4-7-7-7-7-10月里 - 0.5-4-7-7-7-7-10月里 - 0.5-4-7-7-7-7-10月里 - 0.5-4-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-7-
	首令第1条第1項第15イの基一次エネルボー消費量
	口基準省合附則第3条第2項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項)
	BPI( □国土交通大臣が認める方法及びその結果 (
MJ/(m²·年))	口基準省令第10条第1号イ2)の基準 年間熟負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値
MJ/(m²·年))	口器中目 12 先 13 米 光 1 万 7 (1/2) 路中 年間熱負荷係数 MJ/(㎡・年) (基準値
	(外壁、総等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 口其権公今第10条第1 早よ川の其権
	(非住宅部分)
	□基準省令第10条第 3 号ロの基準
	□国主交通大臣が認める方法及びその結果 ( )
	BEI ( )
	設計一次エネルギー消費量 GJ/年
	誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年
□第2号)	基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分(口第1号
	□基準省令第1条第1項第2号□(1)の基準
	□報単自宣配期第4条第3項の規括でよの國用際グー学にみ号が「消費車に開する両位)
	口国土交通大臣が認める方法及びその結果
$\overline{}$	住棟単位冷房期平均日射熱取得率(基準値
W/(m²⋅K))	住棟単位外皮平均敷實流率 W/(m²·K) (基準値
	□基準省令第1条第1項第2号√(1)(ⅱ)の基準
	□基準省令第1条第1項第2号イ⑴(ⅰ)の基準
	(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)
	(住宅部分)
	•
	□国土交通大臣が認める方法及びその結果
	BEI()
	□基準省令第10条第1号□(2)の基準
	誘導基準一次エネルギー消費量 GJ/年

- 47 -

18. <u>17</u>. 16. 備考】 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】 (暴) 確認の特例 (複合建築物) (住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) (一次エネルギー消費量に関する事項) (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外 基準省令第12条第2項に掲げる数値の区分(口第1号 口第2号) 口国土交通大臣が認める方法及びその結果 □基準省令第1条第1項第2号□(1)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 □基準省令第1条第1項第2号イ(1)(ii)の基準 □基準省令第1条第1項第2号イ⑴(ⅰ)の基準 誘導基準一次エネルギー消費量 設計一次エネルギー消費量 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 住棟単位外皮平均熱貫流率 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分(口第1号 口第2号) BEI ( 設計一次エネルギー消費量 基準一次エネルギー消費量 W/(㎡·K) (基準値 GJ/年 GJ/年 GJ/年 (基準値 W/(m²⋅K))

- 48 -

(略)	
(4.住戸のエネルギー消費性能)	
(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)	
□基準省令第10条第2号イの基準	
外皮平均熱質流率 W/(㎡·K) (基準値	$W/(m^2 \cdot K))$
冷房期の平均日射熱取得率(基準値	<u> </u>
□国土交通大巨が認める方法及びその結果	
□基準省令附則第4条第3項の規定による適用除外	
(一次エネルギー消費量に関する事項)	
□基準省令第10条第2号ロの基準	
誘導基準一次エネルギー消費量 6J/年	
設計一次エネルギー消費量 GJ/年	
BEI( )	
□国土交通大巨が認める方法及びその結果	

(第五面)

(報)		□基準対象外 2. 一次エネルギー消費量に関する事項 □蒸漬其準一次エネルボー消費量 61/在	熟取得率 める方法及びその結果	住戸のエネルギー消費性能】 外壁、窓等を通しての熱の担 口外皮平均熱質活率	(注戸に関する事項)   <u>(</u> ( <u>略)</u>
	· ·		)	$\mathbb{W}/(\mathbb{m}^2 \cdot \mathbb{K}))$	

- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。 (1)一戸建ての住宅 (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅 (4)他の建築物 法第29条第3項に規定する他の建築物 法第29条第3項に規定する申請建築物 一棟の建築物からなる一戸の住宅
- お、他の建築物が二以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて作成してください。 第一面から第六面までを、他の建築物について、第二面から第五面までを作成してください。な に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」を選んだ場合は、申請建築物について、 第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画

- ③ 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複 ボックスに、「~」マークを入れてください(複数選択可)。 合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、非住宅建築物、 に、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェック 建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックス 戸建ての住宅又は共同住宅等者しくは複合建築物の全体に係る申請であって建築物エネルギー消 費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」に、共同住宅等又は複合 費性能向上計画に他の建築物に係る事項を記載する場合には「建築物全体(建築物エネルギー消

### 4. 第三面関係

- ⑤ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、 (平成28年政令第8号) 第4条第1項に規定する床面積(⑦において同じ。)をいいます。 開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令
- 部分の面積をいいます。 放部分及び共用部分を除いた部分の床面積」は、住宅部分のうち関放部分及び共用部分を除いた 【14. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開
- い。【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イからニまでのいずれかについ されたものに限る。)」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してくださ て、以下の内容に従って記載してください。なお、イからニまでの事項のうち、記載しないもの 築物全体」、「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載 については削除して構いません。 【15. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建
- (1)(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関す る事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載 してください。
- (2)「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表に掲げる数値をいう。)と併せて記
- (3)「外皮平均熱貫流率」及び「伶房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱貫流 1条第1項第2号イ(1)(i)又は同号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載 率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第

### 1. 各面共通関係

- この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。 (1)一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
- (2) 共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

(新設)

2. 第一面関係

③ 【申請の対象とする範囲】の欄は、非住宅建築物、一戸建ての住宅又は共同住宅等若しくは複 クボックスに、 スに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェッ 合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建築物の一部(住戸の部分)」のチェックボック 合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」のチェックボックスに、共同住宅等又は複 「V」マークを入れてください(複数選択可)。

### 4. 第三面関係

⑥ 【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、 (平成28年政令第8号。)第4条第1項に規定する床面積をいいます。 「開放部分を除いた部分の末面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令

- 体」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してください。 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全 築物全体」又は「建築物の一部(非住宅部分)」を選んだ場合のみ記載してください。⑤ 【13. 【14. 建築物のエネルギー消費性能】の欄は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建
- て記載してください。 「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従っ
- (1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅 建築物の非住宅部分」に記載してへださい。 に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分について「(1) 非住宅建築物又は複合 部分」に、一戸建ての住宅の場合は「(2)一戸建ての住宅」に記載してください。申請
- (2)「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第10条第1 数値をいう。以下⑤において同じ。)と併せて記載してください。BPIについては、小 数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。 及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「V」マークを入れた 号イ(1)の基準」、「基準省令第10条第1号イ(2)の基準」、「国土交通大臣が認める方法 上で記載してください。「年間熱負荷係数」については、基準値(基準省令別表に掲げる
- (3)「(2)一戸建ての住宅」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱 び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれ基準値(基準省令第1条第1項第 取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチ 2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。 エックボックスに、「V」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及

てください。

- (4)この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
- i)年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
- iii)BEI 設計―次エネルギー消費量(その他―次エネルギー消費量を除く。)を基準ー次エネルギー消費量(その他―次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。 次エネルギー消費量(その他―次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。 「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。 【16. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第
- 6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかとうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。

  「無」のチェックボックスに、「レ」マークを入れてください。
  「理」の音楽物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法<u>第35条第1項(同条第2項において配み替えて適用する場合を含む。</u>)の規定により容積率の算定の基準となる延へ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の近へ面積(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものについては、申請建築物の近へ面積と他の建築物の延へ面積の合計をいう。以下⑩において同じ。)の10分の1を超えるときは当該建築物の延へ面積面積の合計をいう。以下⑩において同じ。)の10分の1を超えるときは当該建築物の延へ面積のの10分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添
- 付してください。 ② 他の建築物について作成する場合は、【16. 確認の特例】及び【17. 建築物の床面積のうち、 通常の建築物の床面積を超える部分】の記載は不要です。

(語)

会工活用が

6. 第五面関係

- ① 第五面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」又は「建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)」を選んだ場合であって共同住宅等者しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物の一部(住戸の部分)」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してください。
- 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- (1)(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「イ」マークを入れた上で記載してください。
- (2) 「外皮平均熱質流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(山(i)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。
- 準省合第1条第1項第2号イ山(1)の表に掲げる数値をいっ。)と併せて記載してください。
  (3)「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- 4)・⑤ (略)

- (4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします
- i)年間熱負荷係数 屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値をいいます。
- ii) BPI 年間熱負荷係数を基準値で除したものをいいます。
- iii)基準対象外 基準省合附則第3条第2項又は第4条第3項の規定の適用を受ける場合を いいます。
- 「2.─次エネルギー消費量に関する事項」にOいたは、以下の内容に従った記載してへだ ≥い。
- (1) 申請に係る連築物が非住宅連築物の場合は「(1)非住宅連築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください(「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。)。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省合第10条第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分。及び「(2)住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください(「基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。)。申請に係る建築物が、複合建築物であって、基準省合第10条第3号ロの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2)住宅又は複合建築物の由宅部分」に記載の上(「誘導基準一次エネルギー消費量」の部分を除く。)、複合建築物全体について「(3)複合建築物」に記載した「活動して記載した「活動して、ださい、
- (2)「(1)非住宅連築物又は複合連築物の非住宅部分」については、「基準省令第10条第1 号ロ(1)の基準」、「基準省令第10条第1号ロ(2)の基準」又は「国土交通大臣が認める方 法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してくだ さい。BEIについては、小数点第二位未満を切り上げた値を記載してください。
- で、。 D 1 については、小家へボールへ同るのフエバー西を加また、ことで。 (3) 「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「誘導基準ー次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「V」マークを入れた上で記載してください。「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
- (4)この欄において、「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除べ。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除べ。)で除したものをいいます。
- 【15. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書を提出して同項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合には「有」のチェックボックスに、申し出ない場合には「無」のチェックボックスに、「V」マークを入れてください。
- 八16. 建築物の床面積のうち、通常の建築物の床面積を超える部分】の欄には、法<u>第35条の</u>規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分の床面積(建築基準法第52条第3項及び第6項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号及び第3項の規定に基づき延べ面積に算入しない部分の床面積を除き、建築物の<u>延べ面積</u>の10分の1を超えるときは当該建築物の延べ面積の10分の1とする。)を記入してください。また、当該床面積の算定根拠を示す資料を別に添付してください。
- (難談)
- (聚)

### 6. 第玉面関係

① 第五面は、第一面の【申請の対象とする範囲】の欄で「建築物全体」を選んだ場合であって共 欄で「建築物の一部(住戸の部分)」を選んだ場合に、申請に係る住戸ごとに作成してくださ 同住宅等若しくは複合建築物に係る申請を行う場合又は第一面の【申請の対象とする範囲】の

(ii)

注意⑦のとおりとします。 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄において使用する用語の意義は、4. 第三面関係の

皮平均熱質流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省 準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外 率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基 令第1条第1項第2号イ(I)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。 「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱質流

ては、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。 当するチェックボックスに、「V」マークを入れた上で記載してください。「BEI」につい

一次エネルギー消費量」及び「BEI」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該

「2.一次エネルギー消費量に関する事項」は「誘導基準一次エネルギー消費量」、「設計

④·⑤ (略) 7. (略)

- 52 -

## 様式第三十五 (第二十七条関係) (日本産業規格A列4番

## 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書

H

所管行政庁 郷

申請者の氏名又は名称 主たる事務所の所在地

平

申請者の住所又は

代表者の氏名

消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違 建築物のエネルギ―消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定により、建築物エネルギ―

### $1. \sim 3.$

4. 申請の対象とする範囲 口建築物全体

口建築物全体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに 限る。)

□建築物の一部(非住宅部分) (略) □建築物の一部 (住戸の部分)

## (本欄には記入しないでください。)

係員印	第	年	AK AK	
		Я	受付欄	
	步	ш		
係員印	第			
平		年	認定者	
		Д	認定番号欄	
	中	Ш		
			类	
			裁	
			補	

### (注意)

### 1. ~3.

4. 4欄には、非住宅建築物、住宅又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」 のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建 |体(建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項が記載されたものに限る。)| 場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェックボックスに、建築物エネルギー消費性 築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の 能向上計画に法第29条第3項に規定する他の建築物に係る事項を記載する場合は「建築物全 「ノ」マークを入れてください(複数選択可)。

※「非住宅連築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業 省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。) 第1条第1項第1号の非住宅

## 様式第三十五 (第二十七条関係) (日本産業規格A列4番)

## 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請書

中

Ш ш

所管行政庁 骤

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名 H

消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違 ありません。 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定により、建築物エネルギー

### $1. \sim 3.$

申請の対象とする範囲

口建築物の一部(住戸の部分) □建築物全体

口建築物の一部(非住宅部分) (略)

## (本欄には記入しないでください。)

員印	第号第	年 月 日	受付權	A. M. C. O. S. V. V. C. C. O.
条員印	<del>8</del>	年 月 日	認定番号欄	0 /
			決 裁 欄	

### (注意)

- $1. \sim 3.$
- 4. 4欄には、非住宅建築物、住宅又は複合建築物の全体に係る申請の場合には「建築物全体」 築物の一部(住戸の部分)」のチェックボックスに、複合建築物の非住宅部分に係る申請の ださい(複数選択可)。 場合には「建築物の一部(非住宅部分)」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてく のチェックボックスに、共同住宅等又は複合建築物の住戸の部分に係る申請の場合には「建
- ※「非住宅建築物」は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省合(平成28年経済産業 建築物をいい、「住宅」は同項第2号の住宅をいい、 合建築物をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅(一棟の建 省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号の非住宅 築物からなる一戸の住宅をいう。)以外の住宅をいいます。 「複合建築物」は同項第1号の複

建築物をいい、「住宅」は同項第2号の住宅をいい、「複合建築物」は同項第1号の複合建築物をいい、「共同住宅等」は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅(一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。)以外の住宅をいいます。

## 様式第三十七(第三十条第一項関係)(日本産業規格A列4番) (第二面)

1. 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 [建築物に関する事項]

## 様式第三十七(第三十条第一項関係)(日本産業規格A列4番) (第二面)

 建築物の位置、延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積に関する事項 〔建築物に関する事項〕

1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1	3. 備考]	13
			BEI()	
		GJ/年	設計一次エネルギー消費量	
		GJ/年	基準一次エネルギー消費量	
			(3) 複合建築物	()
	GJ/年)	一消費量(びその結果	共用部分の設計一次エネルギー消費量(	
	GJ/年)	一消費量(	共用部分の基準一次エネルギ	
		る仕様基準	□一次エネルボー消費量に関する仕様基準	
		4 /Fp	成門・ベーベゲャー活気車 BFI(	
		6J/年		
		分		()
<u> </u>				
		びその結果	DE1( コ国土交通大臣が認める方法及びその結果	
		GJ/年	設計一次エネルギー消費量	
		GJ/年	基準一次エネルギー消費量	
第1号ロの基準	□基準省令第1条第1項第1号ロの基準		□基準省令第1条第1項第1号イの基準	
		の非住宅部分	(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分	
		事項	<ul><li>一次エネルギー消費量に関する事項</li></ul>	2.
			□基準対象外	
<u> </u>			^	
	1	びその結果	口国土交通大臣が認める方法及びその結果	
	る什様基準	失の防止に関す	一外壁 密等を涌しての数の損失の防止に関する仕様基準	
	(基準値		治房期の平均日射熱取得率	
$W/(m^2 \cdot K))$	(基準値	W/(m²⋅K)	□外皮平均熱質流率	
	事項	の防止に関する	<ul><li>・外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項</li></ul>	1.
			建築物全体のエネルギー	1 2.
				(累)
		Я		
	口有 口熊	の適用の有無】	基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無]	[9.
				(墓
_			□複合建築物	
	完等	宅 口共同住宅等	, 建築物の用途】□一戸建ての住宅	[6.
             	 			(略)
			21 22	75 100

□基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( ) [二. 複合継築物] □基準省令第1条第1項第3号イの基準 (非住宅部分) (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省令第1条第1項第1号イの基準	- 次エネルギー消費量 I ( ) 第1条第1項第2号ロ20の基準 6第4条第3項に掲げる数値の I ( )	( ) □基準省合附則第 4 条第 1 項の規定による適用除外 (一次エネルギー消費量に関する事項) □基準省合第 1 条第 1 項第 2 号ロ(1)の基準 基準省合第 4 条第 3 項に掲げる数値の区分(□第 1 号 □第 2 号) 基準省一次エネルギー消費量 GJ/年	<ul> <li>住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値 □基準省令第1条第1項第2号イ(2)(前)の基準 住棟単位外皮平均熱質流率 W/(㎡・K)(基準値 W/ 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値 □基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果</li> </ul>	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	- 次ユネルギー消費量 [ ( ) ) ( ) ) ( ) ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(高年期の平均日射熱収得率 (基準値 )
			W/(m²·K))	W/ (m² ⋅ K))		

- 56 -

□基準省令第1条第1項第1号ロの基準 BEI( ) □国土交通大臣が認める方法及びその結果 (	「
	□ 長車省令第1 年級1 項第2号(1)(頁)の長車 住棟単位外皮平均熱質流率 W(㎡・K)) 住棟単位外皮平均熱質流率 (基準値 W(㎡・K)) (主権単位外皮平均熱質流率 W(㎡・K)) (主権単位外皮平均熱質流率 W(㎡・K) (基準値 UM(㎡・K)) (主権単位外皮平均熱質流率 W(㎡・K) (基準値 UM(㎡・K)) (上 基準省合第1 条第1 項第2号(2)(頁)の基準 (基準値 UM(㎡・K)) (一
(住宅部分) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項) □基準省令第1条第1項第2号イ⑴(i)の基準	(1)の基準   W/(㎡・K) (基準値 ( 基準値 (
景等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 省令第1条第1項第2号イ(I)(i)の基準 省令第1条第1項第2号イ(I)(i)の基準 単位外皮平均熱黄流率 W/(㎡・K) (基準値 単位冷房期平均日射熱取得率 (基準値 合・第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準	(による適用除外 )の基準 数値の区分 (口第1号 GJ/年 GJ/年 の基準 の結果 の結果 の前果 (GJ/年 GJ/年
家等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 省令第1条第1項第2号イロ(i)の基準 省令第1条第1項第2号イロ(i)の基準 単位外皮平均熱質流率 W/(㎡・K) (基準値 単位冷房別平均日射熱取得率 省令第1条第1項第2号イ②(i)の基準 省令第1条第1項第2号イ②(i)の基準 首合第1条第1項第2号イ②(i)の基準 単位外皮平均熱質流率 W/(㎡・K) (基準値 単位冷房期平均日射熱取得率 を通大医が認める方法及びその結果 を通大医が認める方法及びその結果	数値の区分(□第1号 GJ/年 GJ/年 BJ/年 W値の区分(□第1号 の結準 の結果 の治果 の治果 の治果 の治果 の治果
	数値の区分(□第1号 の結果 の (面の区分(□第1号 □ (面の区分(□第1号 □ (可)/年
景等を通しての熱の損失の防止に関する事項) 省令第1条第1項第2号イ(I)(i)の基準 省令第1条第1項第2号イ(I)(i)の基準 単位外皮平均熱資流率 単(㎡・K)(基準値 自位冷房期平均日射熱取得率 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準 省令第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準 省合第1条第1項第2号イ(2)(i)の基準 を1分別が表現であるが表現の基準 を1分別が表現であるが表現であるが表現であるが表現であるが表現であるが表現であるが表現であるが表現であるが表現であるが表現が表現を を1分別第4条第1項の規定による適用除外 を1条第1項第2号ロ(I)の基準 を1分第1条第1項第2号ロ(I)の基準 を1分字1条第1項第2号ロ(I)の基準 を1分字1条第1項第2号ロ(I)の基準 を1分字1条第1項第2号ロ(I)の基準 を1分字1条第1項第2号ロ(I)の基準 を1分字1条第1次第1次第1分数値の区分(口第1号 と1分字1分字1分字1分字1分字1分字1分字1分字1分字1分字1分字1分字1分字1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(正に関する事項) (三)の基準 (基準値 (基準値 (基準値 (基準値 (基準値 (基準値 (基準値 (基	(対別、領事を届つ、の数の何大のの月であって申載)

- 57 -

(別紙) 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準又は基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準を用いる場合 1、・2、 (略)	□基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準 BEI( BEI( □基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 (	号イ(3)の基準 及びその結果 ) の規定による適用 事項() の基準 号ロ(1)の基準 号ロ(1)の基準	【4. 住戸のエネルギー消費性能】  [4. 住戸のエネルギー消費性能]  (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)  (外壁、名等1項第1項第2号イ(1)(i)の基準  外皮平均熱質流率  「(点率値 で)(点・底) (基準値 で)  治房期の平均日射熱取得率  「(点率値 で)  外皮平均熱質流率  「(点率値 で)(㎡・底) (基準値 で)  (本の平均円射熱取得率 で)(㎡・底) (基準値 で)  (本の平均円射熱取得率 で)(㎡・底) (基準値 で)	[住戸に関する事項] (略)	(第三面)	□基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)の基準 □基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)の基準 □基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)の基準 住棟単位外皮平均熱質流率 「(㎡・K)) 住棟単位冷房期平均日射熱取得率 「基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(3)の基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果 ((
(別紙) <u>外壁、窓等を通しる仕様基準を用いる場合</u> 1.・2. (略)		□ 本年の歌が 2. 一次エネルギー消費量に関する事項 2. 一法準一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 設計一次エネルギー消費量 GJ/年 BEI( □ 一次エネルギー消費量に関する仕様基準 □国土交通大臣が認める方法及びその結果	【4. 住戸のエネルギー消費性能】  1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項  1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項  □外皮平均熱質流率  (	〔住戸に関する事項〕		
ての熱の損失の防止に関する仕様基準又は一次エネルギー消費量に関す		事項 GJ/年 GJ/年 S仕様基準 びその結果	の防止に関する事項 W/(㎡・K) (基準値 (基準値 失の防止に関する仕様基準 びその結果		(第三面)	

### Į,

### . 2. (略

### 3. 第二面関係

①~④ (駱)

- □ 【12. 住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいい、「開放部分及び共用部分を除いた成分の本積をいい、「開放部分及び共用部分を除いたす。部分の床面積」は、住宅部分のうち開放部分及び共用部分を除いた部分の面積をいいます。
   □ 「13 幸飯転を体でするよど一当要な場合の増け、「6 幸飯転を体でするよど一当要な場合。」
- [6] 【13. 壁築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、【6. 建築物の用途】の欄において選択した用途に応じて、イから二までのいずれかについて、以下の内容に従って記載してください。なお、イから二までの事項のうち、記載しないものについては削除して構いません。
- (1) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「ノ」マークを入れた上で記載してください。
- (2)「外皮平均熱質流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」並びに「住棟単位外皮平均熱質流率」及び「住棟単位冷房期平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)又は同号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。)と併せて配載してください。
- (3) 【へ、共同住宅等】及び【ニ、複合強築物】の(住宅部分)の「基準―次エネルギー消費量」、「設計―次エネルギー消費量」及び「BEI」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。
- (4)「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号ロ(3)の基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (5)「BEI」は、設計―次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準ー次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。

### 4. 第三面関係

①・② (略)

- 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。
- (D) (外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)及び(一次エネルギー消費量に関する事項)のそれぞれについて、該当するチェックボックスに「ノ」マークを入れた上で記載してください。
- (2)「外皮平均熱質流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。(3)「基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準」又は「基準省令第1条第1項第2号口(3)の基準を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。
- (4)「BEI」は、設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。) て除したものをいいます。「BEI」を記載する場合は、小数点第二位未満を切り上げた数値としてください。
- ④ (略
- 5. (略

(注劑)

1. - 2. (略)

3. 第二面関係

①~④ (器) (難設)

- ⑤ 【12. 建築物全体のエネルギー消費性能】の業は、以下の内容に従って記載してください。 「1. 外職、総等を通しての熱の損失の防止に関する事成」については、以下の内容に従って記載してください。
- (1) 申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合のみ記載してください。
- (2)「外皮平均熱質流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「ノ」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱資流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値(基準省令第1条第1項第2号イ(1)の表に掲げる数値をいう。)と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に評細を記載してください。
- (3) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
- i)外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号イ(2)に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。
- ii) 基準対象外 基準省合附別第4条第1項の規定の適用を受ける場合をいいます。「2.一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載して
- (1) 申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は、「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1項第3号ロの基準による場合は、複合建築物が複合建築物であって、基準省令第1項第3号ロの基準による場合は、複合建築物を体について「(3) 複合建築物」に記載してください。
- (2)「(1)非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第1条第1項第1号イの基準」、「基準省令第1条第1号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「ノ」マークを入れた上で記載してください。「BE1」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。
- (3)「(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」、「一次エネルギー消費量に関する仕様甚準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「ノマークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を設載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を設載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」を記載してください。
- (4) この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

## 様式第四十 (第三十三条関係) (日本産業規格A列7番) (康)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条第38条

(器)

妨げ、若しくは忌避した者

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項、第28条の4第4項若しくは第38条第

## 様式第四十(第三十三条関係) (日本産業規格A列7番)

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 第38条 (暴 器)

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若しくは第38条第1項の規定による報告

くは第38条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第17条第1項、第21条第1項、第28条第4項若し

### 行 附 期 則

施  $\mathcal{O}$ 省令は、 日)

1

建築

物

のエ

ネ

ル

ギ ]

消

費性

能  $\mathcal{O}$ 向

上に

関

す

Ź

法律

 $\mathcal{O}$ 

部を改正する法

律

 $\mathcal{O}$ 

施 行

0 日

( 令 和 元 年十一 月十 六 日) か 5 施 行する。

経 過措 置)

2  $\mathcal{O}$ 省 令の 施 行  $\mathcal{O}$ 際 現 に あ るこの 省 令に よる改 Ē 前  $\mathcal{O}$ 様 式 に ょ る 用 紙 は、 令 和 年 兀 月 日 ま で

 $\mathcal{O}$ 間 は、 これ を取 り 繕 9 て 使用することができる。